

別表（第7条及び第14条関係）

- (1) 太陽光発電事業計画認定書及び添付書類（権利者の証明書及び関係法令手続状況報告書）の写し
- (2) 事業者を証明する書類（法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本）
- (3) 資金計画（収支内訳書、設置後（20年間分）の資金の流れ）
- (4) 登記事項要約書の写し（届出の日から3か月以内の日付のもの）
- (5) 位置図（縮尺2,500分の1以上）
- (6) 現況図（縮尺250分の1～500分の1）及び現況縦横断面図（縮尺100分の1から200分の1）
- (7) 公図（縮尺500分の1～600分の1）（事業区域及びその隣接地の地番、地積、所有者の住所氏名等（当該土地に建築物が存する場合その所有者の住所氏名等を含む。））を記入すること。
- (8) 土地利用計画平面図（縮尺250分の1～500分の1）及び土地利用計画縦横断面図（縮尺100分の1～200分の1）
- (9) 土量計算書
- (10) 残土処理計算書
- (11) 木竹伐採処理計画書
- (12) 排水処理計画図（縮尺250分の1～500分の1）
- (13) 排水処理施設等構造図（縮尺20分の1～100分の1）
- (14) 排水処理検討書
- (15) 造成計画平面図及び断面図（縮尺250分の1～500分の1）
- (16) 工作物設計図（平面図、立面図及び断面図、縮尺20分の1～100分の1）
- (17) 周辺関係者への説明会等の実施計画の概要
- (18) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（注1）第3号に掲げる書類には、保守点検や維持管理に要する費用、撤去費として積み立てる費用（設置費用に係る費用の5パーセント以上を目安とする）を計上すること。

（注2）樹木の伐採、切土、盛土その他土地の形質の変更を伴わない場合においては、第9号に掲げる書類の添付を省略することができる。